

奨学生募集について(ご案内)

魚沼市教育委員会事務局
 学校教育課 奨学金担当
 電話：025-793-7452

魚沼市では、経済的理由により就学が困難な学生に、奨学金を貸与しています。

「魚沼市奨学生」と「魚沼市ふるさと回帰育英奨学生」を募集します。下記及び別紙要項をご覧ください、ご検討ください。

併願申請は可能ですが、どちらか一方しか貸与を受けられません。

「魚沼市奨学生」と「魚沼市ふるさと回帰育英奨学生」どちらも申請される場合は、申請書はそれぞれご記入いただき、共通書類の提出は1通で結構です。別紙に共通書類の様式をまとめています。

	魚沼市奨学金	魚沼市ふるさと回帰育英奨学金
募集対象	学業意欲が高いにもかかわらず、経済的理由により就学困難な学生	学業意欲が高く、 <u>将来魚沼市に居住する意思があり</u> 、かつ、経済的理由により就学困難な学生
募集人数	40人程度	5人程度
申込資格	大学・専修学校・高等専門学校・高等学校	大学・専修学校・高等専門学校（第4学年以上）
貸与月額	5万円（高等学校は2万円）	5万円
提出書類	奨学金申請書	ふるさと回帰育英奨学金申請書
	【共通書類】住民票・所得額等証明書・成績証明書（高等学校等進学を除く）・卒業見込み証明書・合格通知等の写し（又は在学証明）・控除額算出表など	
	—	学校長の推薦調書
	—	作文（原稿用紙2～3枚）
返 還	卒業後10年間で返還	<u>卒業後3年以内に魚沼市に居住し、居住期間が貸与期間の1.25倍に相当する期間に達したとき、返還免除を受けることができます。</u> ※居住期間に満たなかった場合や退学した場合は、返還していただきます。

 医師・看護師を目指す方へ（お問い合わせ：健康増進課 電話：025-792-1436）

魚沼市立医療機関で医師、魚沼市内医療機関で看護師として働く意思のある方に対して修学に必要な資金を貸与します。卒業後、要項に定める条件を満たした場合、返還免除を受けることができます。詳しくは、魚沼市市民福祉部 健康増進課へお問い合わせください。

【貸与月額】医師（私立大学）：30万円、医師（国公立大学）：15万円、看護師：5万円